

工事費内訳書の取扱いの改正について（お知らせ）

令和8年2月17日
企画財政部技術監理課

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）」の施行により、入札時に提出を求めている入札金額の内訳（工事費内訳書）に、材料費、労務費等の明示が義務付けられたことから、工事費内訳書の取扱いを以下のとおり改正しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

（1）工事費内訳書への材料費、労務費等の表示

今後は、工事費内訳書に以下の事項を全て表示（記載）する必要があります。

- ・ 材料費
- ・ 労務費
- ・ 法定福利費
- ・ 安全衛生経費
- ・ 建設業退職金共済契約に係る掛金

（2）発注者が行う工事費内訳書の確認

- ・ 入札執行にあたり、工事費内訳書に上記（1）の事項がすべて記載されているかを確認します。
- ・ 内訳書の提出がない場合や、提出された工事費内訳書に記載漏れがある場合は、無効入札となりますので、ご注意ください。

2 改正する要領

- ・ 下松市工事費内訳書取扱要領

3 施行期日

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用します。

<参考> 今回、新たに内訳書に記載すべき項目の内容

項目	内容
材料費 【直接工事費の内数として記載】	直接工事費に計上されるもの。主要な材料は必須とし、 <u>雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金の計上はしなくてよい</u>
労務費 【同上】	直接工事費に計上されるもの。積上げ可能な方式(歩掛、施工パッケージ型積算方式等)で積算した労務費を計上。 <u>市場単価方式や標準労務単価方式、その他の他材工共の施工単価は計上しなくてもよい</u>
法定福利費の事業主負担金 【現場管理費の内数として記載】	現場管理費の内数として現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出年金含む)の法定の事業主負担額
建退共制度の掛け金 【同上】	<u>建退共</u> に加入していない場合は、中退共、自社の退職金制度の費用を計上
安全衛生経費 【工事原価の内数として記載】	労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上(関連する費目は多岐にわたっており、下表を参考に記載)

費用区分		主な内容		細目	
直接工事費	工事事務物の施工に直接必要な安全設備(指定仮設及び参考図等に示されているもの)	足場		・枠組足場、単管足場、吊足場等 ・手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱	
		支保工		・型枠支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め		・仮締め切り(シートパイル、親杭横矢板、連壁)	
		土留め支保工		・切梁、腹起(裏込めコン含む)	
		作業構台		・乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・重機移動用敷き鉄板	
		交通規制		・交通誘導警備員	
		仮囲い		・仮囲い(万能板、フラットパネル、シートゲート他)、防音シート、防音パネル、足場出入口のゲート	
間接工事費	共通仮設費	準備費	調査費用	・埋設物調査試験他	
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工中表示板(内照式)回転灯、規制表示看板・お願い看板
			安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用	・列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員(潜水)等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
				安全意識、注意喚起に要する費用	・各種注意看板標識、安全掲示板
			作業環境	保護具類	・ヘルメット、保護めがね、防じんマスク(電動ファン付き呼吸用保護具)、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
				作業環境	・換気設備、空気清浄設備(潜函)、ガス抜き等の措置(ずい道)、各種環境測定器(酸素濃度他) ・排気管、圧力計(高圧室内)、照明器具
			警報設備	・土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置(潜函) ・ベル、サイレン等警報装置(ずい道) ・風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計	
		営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用	・火薬庫など	
		現場環境改善費		・照明器具、熱中症対策設備	
		現場管理費	疾病・衛生対策費		・健康診断(一般・特殊健診)
安全訓練研修等に要する費用			・特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT		

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」(株)建設産業振興センター

注) 現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編